

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

福祉こころまちプラン 2015 を総合的に推進していくために、市民、事業者、社会福祉協議会との役割分担を明確にし、協働しながら地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めることが大切です。

1. 推進体制の整備

本計画を総合的に推進するためには、加賀市健康福祉審議会を継続して開催し、毎年、健康・福祉分野に関する重要事項について、調査・審議・確認を行います。

また、常に市民の目線に立った審議を行うために、引き続き専門家や学識経験者の他、一般市民の参画にも努めていきます。

2. 社会福祉協議会との協働

市社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

本計画の推進役を行政と協働して担うとともに、その推進において市民や各種団体・機関、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

今後、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、より身近で実践的な計画として、「地域福祉計画」を補強・補完することで、両計画が相互に地域の福祉力を高められるよう、これまで以上に市と社会福祉協議会の連携強化を推進します。

3. 計画の達成状況の点検と評価

本計画の推進においては、施策の取り組み状況について報告を求めるなど毎年度その内容の確認を行うとともに、関連する個別計画との整合性を図るよう、随時改定を行います。

また、本計画の着実な推進を図るためには、PDCAサイクルで取り組み、計画がどこまで進んできたのか、進行管理を市民参画でしっかりと行うことが必要です。



(参考) 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」は、平成12年に改正施行された社会福祉法に基づいた公的な計画ですが「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

2つの計画は、ともに地域住民等の参加を得て策定されるものであり、本市における地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関係にあり、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は一体的なものと考えられています。

社会福祉法第109条第1項

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

